



四国税理士会報

第478号
2025.12.10

●発行所 / 四国税理士会
高松市番町2-7-12
電話 087(823)2515(代)

●発行人 / 浜崎 友二
●編集人 / 石井 晶子
●ホームページ / <https://www.shikoku-zei.or.jp>



四国税理士会親睦ソフトボール大会

撮影者 高知支部 池内 政仁

主な記事

税務調査に関するアンケート実施結果
中小企業対策部ニュース

あなたの暮らしのそばにいる
四国税理士会



ホームページのQRコードはこちら

▽ 目 次 ▽

<p>○ 11月の会務・・・3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第70回定期総会の開催日及び場所を決定 ・税務署における税理士掲示板の取扱いを協議 ・令和9年度税制改正に関する意見書作成の方針を協議 ・税理士業務・会務のICT利用に関するアンケート等を協議 ・金融懇話会の開催等について協議 ・税務研究発表会について協議 <p>○ 潮 流・・・5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の物価上昇と会費 <p>○ 日税連会議出席報告・・・9</p> <p>○ 部・委員会だより・・・10</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務部だより <p>○ 税務調査に関するアンケート（第24回）の実施結果について・・・12</p> <p>○ 令和7年度新入会員研修を実施・・・22</p> <p>○ 第47回西日本ブロック会議に参加して・・・24</p> <p>○ 第51回日税連公開研究討論会に出席して・・・27</p> <p>○ 研修会のご案内・・・28</p> <p>○ 四国税理士会親睦ソフトボール大会を開催！・・・29</p> <p>○ TAINSインフォメーション・・・32</p> <p>○ 税の広場・・・33</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年末調整で気を付けるべき令和7年度税制改正事項 <p>○ 支部だより・・・34</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「キャッシュレス納付共同推進宣言」を実施（丸亀税務署関係民間団体） <p>○ 会員異動・・・35</p> <p>○ 編集後記・・・35</p>	<p>理事会 総務部会 調査研究部会 情報化対策部会 中小企業対策部会 税務研究所正副所長会議</p> <p>専務理事 大西 央哲</p> <p>財務部 宮川 誠二</p> <p>調査研究部長 市川 哲司</p> <p>専務理事 佐々木 敏雄 財務部長 宮川 誠二 制度部長 藤本 康城</p> <p>津野 久美（高知支部）</p> <p>総務委員 池内 政仁</p> <p>情報化対策部</p> <p>丸亀支部</p> <p>広報委員 白石 佐知</p>
---	--

表紙写真説明

タイトル 四国税理士会親睦ソフトボール大会

コメント 親睦ソフトボール大会が、令和元年以来6年ぶりに高知県春野運動公園で開催されました。6年前はユニフォームが不揃いでしたが、今年から全チームユニフォーム姿となりました。参加者全員、怪我なく無事終えることができました。

撮影者 高知支部 池内 政仁

理事会

10月28日開催

第70回定期総会の開催日及び場所を決定

令和7年第3回理事会が10月28日、税理士会館において開催された。

この会議では、①第70回定期総会の開催日及び場所②四国税理士会公益活動に関する細則の一部変更案③四国税理士会成年後見支援実施規程の一部変更案を一を全会一致で議決した。

(常務理事会代位決定承認事項)

1. 支部規約の一部変更案の承認

藤本制度部長から、支部会費変更に伴う高知支部、中村支部、南国支部、安芸支部の支部規約の一部変更案について説明が行われた。

採決の結果、全会一致で提案どおり可決承認した。

(議決事項)

1. 第70回定期総会の開催日及び場所

大西専務理事から、令和8年度の定期総会は、令和8年6月23日にJRホテルクレメント徳島において開催すること、また、翌日は記



理事会で挨拶する浜崎会長

念ゴルフ大会を開催することの提案説明が行われた。

採決の結果、全会一致で提案どおり可決承認した。

2. 四国税理士会公益活動に関する細則の一部変更案

3. 四国税理士会成年後見支援実施規程の一部変更案

森公益業務支援部長から、四国税理士会公益活動に関する細則及び四国税理士会成年後見支援実施規程の一部変更案については、総会で公益活動対策部から公益業務支援部に名称変更されたことによるものであるとの説明が行われた。

採決の結果、全会一致で提案どおり可決承認した。

令和7年分確定申告期における 税務署の閉庁日対応の実施について

(お知らせ)

令和7年分確定申告期間中の令和8年3月1日(日)、下記の税務署で確定申告書用紙の配付、申告相談、確定申告書の收受及び納付相談の閉庁日対応を実施いたしますので、お知らせいたします。

高松国税局

徳島、高松、松山、高知の各税務署

(注) 徳島税務署及び高松税務署は、署外会場(アスティとくしま、高松シンボルタワー・ホール棟 1階展示場)

(報告事項)**1. 第1回研究発表会の開催**

佐々木専務理事から、11月11日開催される第1回研究発表会について、開催場所や発表内容、申込締切等の説明が行われた。

2. 税務署における税理士掲示板の取扱い

重松総務部長から、10月21日付で報告のあった税務署における税理士掲示板の取扱いについて説明が行われた。

3. 「税を考える週間」行事の実施

石井広報部長から、本年度の「税を考える週間」行事の実施にあたっては、「税に関する無料相談」をはじめとする行事を実施するとともに、それに関するPRをお願いしたいとの説明が行われた。

なお、行事の実施結果は、11月25日までに四国会事務局宛に報告することとした。

4. 実務者会議の開催

大西専務理事から、12月11日に開催する本年度の高松国税局との実務者会議の出席予定者の発表及び提案すべき事項の提出依頼が行われた。

5. 税務調査に関するアンケートの集計結果

市川調査研究部長から、本年7月から9月にかけて実施した標記アンケートは、会員の協力により回答者数733名、回答率44.2%となった。アンケートの結果は、高松国税局との定例懇談会等において発表し、税務調査の改善等を当局に要望していきたいとの説明が行われた。

6. 支部長会の開催結果

重松総務部長から、本年10月7日に開催された支部長会の結果報告として、事業計画に対する要望等とその回答の説明が行われた。

**近年の物価上昇と会費**

日税連の会報「税理士界」の第1453号（10月15日発行）において、今後の財務の安定化に向けた方針が記載されていた。方針では、財政状態が物価高騰と会務の増大等により悪化しており、事業の整理合理化や経費削減に努める一方、税理士制度の維持・発展のため積極的な事業活動が必要であることから会費見直しについて検討を進め、具体的には将来的な会員数の減少や物価上昇も想定して、会費を一定程度引き上げすることとし、その時期は所要の手続きを経た上で、令和9年4月から適用することを目指す、という内容だった。

四国税理士会においても、過去5年間では、令和5年3月期までは、新型コロナウイルス感染症の影響で、事業や会務が縮小して支出がかなり控えられていたが、令和6年3月期以降は、近年の物価上昇の影響や、ここ数年における事務量の増加で、事務費・事業費共に支出は大きく増加し、今後もこの状況は続くと考えられる。

その一方で、本会の会費は、平成6年6月の総会において60,000円から72,000円に、入会金は平成4年6月の総会において30,000円から40,000円に引き上げられて以来、30年以上変更はない。

会議の半分はWEB会議を行うなどの経費の削減や事業の見直しを行う一方で、持続可能な会務運営を行うために、財務部とは別に、財政問題検討プロジェクトチームを作り、今後の会費についても検討を行っているところである。

平成6年、ハガキは50円、普通郵便は80円だったが、現在ハガキは85円、普通郵便は110円。また近年の物価の高騰を考えれば、会費の値上げも致し方ない気はするものの、しっかり会員の意見を聞いて、慎重な議論を早急に進め、十分に理解を得た答えが出せるように頑張りたいと思うと同時に、関与先の顧問料もしっかり検討しないと考える今日この頃である。

(専務理事 大西 央哲)

7. 各部・委員会からの報告

[総務部]

- ・ 会員名簿の冊子での配付について、個人情報情報の観点から令和7年度をもって終了する。
- ・ 11月21日県別ソフトボール大会を開催する。

[制度部]

- ・ 令和6年4月に実施された第7回税理士実態調査の報告が日税連にアップされており、四国会HPのバナーにもリンクを追加している。ぜひご確認いただきたい。

[税務支援対策部]

- ・ 高松国税局の受託事業について、現在準備を進めている。

[調査研究部]

- ・ 税法改正に関する意見書について10月末まで募集しているので、ぜひご提出いただきたい。

[研修部]

- ・ 認定研修審査会を14件承認した。

[業務対策部]

- ・ 日税連において「税理士の専門家責任を実現するための100の提案」及び「税理士業務のデジタル化取組事例50」が公開されている。ぜひ確認していただきたい。

[綱紀監察部]

- ・ 本年8月に四国会から欠格条項に該当する者が出ている。来月の会報誌にも注意喚起を入れ、今後このような処分者が出ないように周知を行いたい。

[広報部]

- ・ 広報キャラクター「にちぜいくん」のイラスト使用許可について、外部使用の際は必ず申請が必要となるため事務局への提出をお願いしたい。
- ・ 日税連会報誌において現在電子化の検討が行われている。四国会でも今後検討を行いたい。
- ・ 会報の「会員異動」の項目について、個人情報情報の観点から11月号より事務所所在地変更等は掲載しないこととなった。新入会員や退会者等は変わらず今後も掲載していく予定である。

[公益活動対策部]

- ・ 無料相談会を各県庁所在地において実施している。今後も地方連携ネットワークへの税理士会の参画を目指して、県・市町村への働きかけを行っていくため各支部準備を行っていく。

[中小企業対策部]

- ・ 金融懇話会を各県で開催予定である。

8. その他

高松国税局福居税理士監理官から、高松国税局においてキャッシュレス納付に関するYouTube動画を作成したため、各会員に周知の依頼があった。

総務部会

11月13日開催（ウェブ会議）

税務署における税理士掲示板の取扱いを協議

1. 税務署における税理士掲示板の取扱い

重松部長から、10月21日付で日税連より報告のあった税務署における税理士掲示板の取扱いについて、税理士掲示板本体の対応フローチャートを参考に各支部に情報提供をお願いするとともに、支部と税務署の協議結果を令和8年1月末までに日税連に報告するとの説明が行われた。また、①掲示板所有者の判定②掲示板の取扱い③費用が生じた場合の対応一等の説明も行われた。

2. その他

重松部長から、①11月21日に開催する四国税理士会親睦ソフトボール大会の最終確認②災害対策訓練の実施結果一について報告が行われた。

調査研究部会

11月17日開催（ウェブ会議）

令和9年度税制改正に関する意見書作成の方針を協議

1. 税務調査に関するアンケート報告

市川部長から、本年7月から9月にかけて実施した標記アンケート実施結果について説明が行われた。（アンケート結果についてはP.12に掲載）

2. 令和9年度税制改正に関する会員意見及び税務研究所発表会の結果

令和8年度意見書について、税制改正及び税務行政に関する会員からの意見要望等の内容及び各県での検討結果をもとに協議した。

また、11月11日に開催された税務研究所発表会の報告が行われた。

3. 第54回（令和10年予定）公開研究討論会準備委員会の設置に向けて

市川部長から、四国会並びに中国会が担当となる第54回公開研究討論会の準備委員会の設置について、また、来年1月15日に中国会と協議を行う旨の説明が行われた。

4. その他

今後の会議スケジュール—等を確認した。



情報化対策部会

11月17日開催

税理士業務・会務のICT利用に関するアンケート等を協議

1. 日税連会議出席報告

西岡部長から、9月17日に日税連にて開催されたデジタル・システム委員会の出席報告が行われた。

2. 令和7年度重点事業及び予算

西岡部長から、令和7年度の重点事業及び予算の説明が行われた。併せて、会長からの諮問事項として、①デジタル相談室への相談内容の公開②事務所のデジタル化支援策の検討③次回のデジタルフォーラムの企画④第六世代電子証明書の広報及び登録支援—について回答の説明が行われた。

3. 税理士業務・会務のICT利用に関するアンケート

西岡部長から、標記アンケートについて本年も実施することとし、大幅に修正を加え12月号の四国会会報に同封することとした。

4. 令和7年度事業計画に対する支部からの要望と回答

西岡部長から、令和7年度事業計画に対する支部からの要望と回答について、日税連等からの情報周知に関する項目の説明が行われた。

5. デジタル相談室の活用

デジタル相談室の活用について、他会の利用状況等を確認しながら今後の四国会での活用について検討した。

6. デジタルフォーラムの開催

来年12月8日に開催を予定している四国会デジタルフォーラムについて、スケジュール等を確認し、今後はデジタルフォーラム実行特別委員会等で詳細を協議していくこととした。

7. 税理士認証カード・第六世代税理士電子証明書

現在の第六世代電子証明書の申込・発行状

況等を確認し、引き続き取得に向けての周知を行っていくこととした。

8. グループウェアSHIRASAGI

現在デジタル化対策PTにてSHIRASAGIの活用について協議しており、情報化対策部としても今後の活用について検討した。

9. 税理士情報ネットワークシステム

(TAINS) の情報提供

毎月四国会会報に掲載している「TAINSインフォメーション」の掲載内容について、今後は各県持ち回りで進めていきたい旨の説明が行われた。

10. その他

ウェブ会議を利用し、JIPDECよりプライバシーマーク制度の説明が行われた。

て、①事業承継支援・創業支援における税理士の関与と制度活用②税理士が取り組むべきM&A③事業承継ポータルサイト及び担い手探しナビの活用方法をテーマに開催されるとの説明が行われた。

5. 四国経済産業局のウェブ研修

新延部長から、四国経済産業局が開催する中小企業診断士向けの研修について、現在ウェブでの発信を検討しており、関連の研修資料について確認が行われた。

6. その他

①中小企業の会計に関する指針及び中小企業の会計に関する基本要領の普及定着②会計参与制度の普及推進等の施策③部会後に開催される交流会並びに金融懇話会等のスケジュールなどを確認した。

中小企業対策部会

11月7日開催

税務研究所正副所長会議

11月4日開催 (ウェブ会議)

金融懇話会の開催等について協議

1. 日税連出席報告

新延部長から、9月2日の日税連中小企業対策部会の報告として①令和7年度事務引継事項②「事業承継ポータルサイト」及び「担い手探しナビ」の活用③創業支援セミナー等実施要領案④令和7年度税制改正(中小企業・小規模事業者関係)等の解説DVDの作成・配付一などの説明が行われた。

2. 創業支援セミナー

新延部長から、今後の創業支援セミナー等の開催予定について、開催日時・場所、テーマや講師などの確認が行われた。

3. 金融懇話会の開催

新延部長から、令和7年度会長諮問事項である「金融懇話会の開催単位の検討」を含めて金融懇話会等開催に関する内規案の説明が行われた。

4. 日税連中小企業支援にかかる研修会

新延部長から、11月21日に日税連にて開催される中小企業支援にかかる研修会につい

税務研究発表会について協議

1. 11月11日の発表会

酒井所長から、11月11日に開催される第1回税務研究発表会の当日のタイムスケジュール、式次第、出席者及び来賓者リスト、当日の配布資料等の説明が行われた。



◇ ◇ 日税連 会議出席報告 (10・11月) ◇ ◇

開催日	会議又は行事名	主な内容	出席者
10月2日(木)	第2回会務制度委員会	副委員長の推薦等	河内副会長、 大西専務理事
7日(火)	第2回業務対策部会	当部の構成等	藤井業務対策部長
9日(木)	調査研究部拡大部会	最低生活費非課税の原則について ①所得税課税上の問題、②消費税負担上の問題	市川調査研究部長、 白川・毛利・津野委員
10日(金)	会務執行打合せ会	正副会長会提案事項等	浜崎会長
	第51回日税連公開研究討論会	デジタル化社会における税理士の 役割と納税者の権利利益の保護/ 多様性と税/成熟国家における公 平な税制とは	浜崎会長、 調査研究部・税務研究所 構成員他
14日(火)	第7回登録調査部会	登録申請書の調査等	西村登録調査委員長
20日(月)	第9回正副会長会	部・委員会等の具申等	浜崎会長
	第7回登録調査部会	登録申請者の登録審査	
27日(月)	第2回デジタル・システム委員会 常任委員会(ウェブ)	電子証明書等	西岡情報化対策部長
29日(水)	第2回公益業務支援部会	令和7年度「地方公共団体監査制 度実務研修」等	森公益業務支援部長
11月11日(火)	第4回財務部会(ウェブ)	令和7年度上半期実績(中間決 算)について等	宮川財務部長
13日(木)	第3回総務部常任委員会	第4回総務部会の運営等	浜崎会長
	全国紛議調停委員長会議	各税理士会の紛議調停状況報告等	浜崎会長、 遠藤紛議調停委員長
14日(金)	第8回登録調査部会	登録申請書の調査等	西村登録調査委員長
	会務執行打合せ会(ウェブ)	正副会長会提案事項等	浜崎会長
17日(月)	第2回租税教育推進部常任委員会	当部の制作物等	橋本租税教育推進部長
	第2回制度部常任委員会	税理士法改正等	藤本制度部長
18日(火)	AOTCA総会		松岡理事
21日(金)	令和7年度中小企業支援に係る研 修会	事業承継支援・創業支援における 税理士の関与と制度活用等	新延部長、 倉本・松下・結城・扇山 中小企業対策部委員
25日(火)	第3回デジタル・システム委員会 常任委員会	電子証明書等	西岡情報化対策部長
26日(水)	第10回正副会長会	部・委員会等の具申等	浜崎会長
	第8回登録審査会	登録申請者の登録審査	
27日(木)	第3回常務理事会	議決事項等	浜崎会長、 河内・金子副会長

部・委員会だより**財務部だより****財務部****財務部の主な事業について**

今回は財務部の仕事と、現在進めている見直しについてお伝えします。数字の話は堅くなりがちですが、できるだけわかりやすくご説明します。

財務部の主な役割は、予算を適正に編成し、計画どおりに執行されているかを管理すること、支部と協力して経理に関する情報交換を進めること、経理規程の見直しや電子帳簿保存法への対応を整えることです。あわせて、会費の管理と滞納への対応も規程に沿って行っています。

四国税理士会の会費について

現在、四国税理士会の会費は年額72,000円（月額6,000円）で、各支部を通じて納入いただいています。会費は平成6年に現在の金額となって以降、30年以上据え置けてきました。税理士会の収入のほとんどは会員の皆様からの会費収入です。一方支出については、近年は物価や人件費の上昇により、各事業部の経費、会場費、事務運営費などが広く増加しています。加えて、日税連から会員一人当たりの負担金増額が求められており、単年度の収支は一層厳しくなっています。現在の会費では永続的な活動が難しい状況になりつつあります。そこで上記の事情を踏まえ、会費の見直しを検討しているところです。当会では財政問題プロジェクトチームを立ち上げ、10年間の見直しを作成しています。会員数の推移、物価や賃金の見込み、事業費の見直しの余地などを整理し、標準的な前提に加えて、やや厳しめの前提でも試算しています。各年度の繰越や積立の水準を確認し、四国税理士会が永続的に活動できるよう計画しています。

会費の変更の時期は令和9年（2027年）4月を予定として検討を進めています。全国でもほとんどの単位会が会費の値上げを検討しており、当会でも避けて通れない課題です。見直しに際しては、必要最小限であること、使い道が明確であることを基本にします。

将来の災害対策について

四国税理士会では、災害への備えも進めています。将来の災害時に事務局の業務を止めないこと、被災された会員への会費免除や支援を速やかに行うことを目的に、「大規模災害対策積立金」を計画的に積み立てています。使い道は、災害時の事務局継続に必要な費用の確保、被災会員の会費免除や支援に充てることを想定しています。積立の状況や考え方は、予算・決算の説明の中で継続的にお知らせします。



税 理 士 証 票 の 提 示
会 員 章 の 着 用
を 励 行 し ま し ょ う

会費滞納者への対応について

会費の滞納者への対応は、「滞納会費徴収整理細則」に基づく全国一律の運用が求められています。通知やご案内は事情を伺いながら規程に沿って進めます。どうしても納付が難しい場合には、会費免除規定の制度があります。対象や手続の流れをご案内しますので、早めの申請をご検討ください。支部と事務局が連携し、連絡の行き違いが無いよう記録を統一します。

その他

他の地方税理士会との情報交換も継続しています。研修運営の費用、負担金の考え方、会報や資料の配布方法など、実務で効果があった工夫を学び、当会でも取り入れられるものは取り入れます。必要に応じて当会の取り組みも共有し、互いに改善のヒントを得られる関係づくりを目指します。

以上、私たち財務部は、会の目的に沿った事業を長く安定して続けるため、現状の管理と将来の備えを両立させることを目標としています。限られた資源を大切に使い、会員のみならず歩調を合わせて進めてまいります。皆様の引き続きのご理解とご協力をお願いいたします。

—— 税理士の使命と倫理 —— 税理士の使命

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士の五訓

- 一. 税理士は、税務に関する専門家としての自覚のもとに、常に教養を深め、高い品性の陶冶に努めなければならない。
- 二. 税理士は、納税者の信頼にこたえるため、業務に関する法令と実務の研鑽に努め、関与先企業の適正納税と健全経営に寄与しなければならない。
- 三. 税理士は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 四. 税理士は、脱税等をほう助、指示、又は教唆してはならず、その相談に応じてはならない。
- 五. 税理士は、お互いに信義を重んじ、税理士に関する法令・会則等を遵守し、会務運営に積極的に協力しなければならない。

四 国 税 理 士 会

税務調査に関するアンケート(第24回)の実施結果について

—調査対象期間：令和6年7月1日～令和7年6月30日—

調査研究部長 市川 哲司

今年度、調査研究部が実施した「第24回税務調査に関するアンケート（以下、「アンケート」という）」の実施結果について概要を報告いたします。実施に当たりましては、毎年、四国税理士会会員皆さまのご協力のもと、税理士の立場から、税務調査の現場における貴重な情報やご意見を多数いただきました。

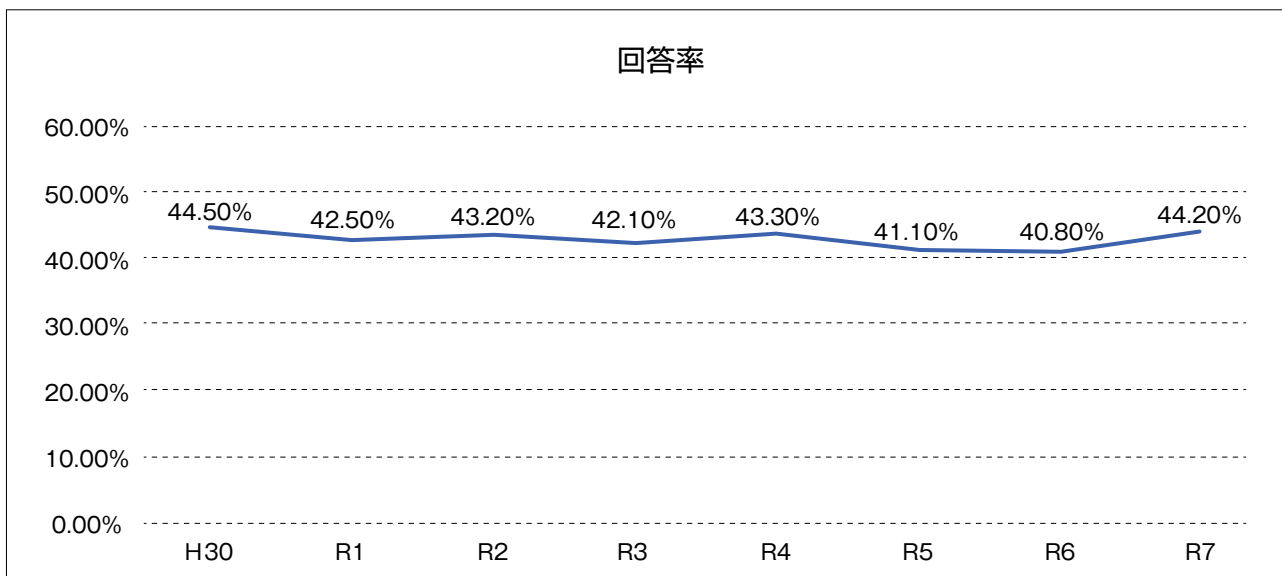
今年度の回答率は44.2%と、前年度より3.4ポイント増加し、8年連続して40%台になりました。この水準を維持できたことは、アンケート結果の信頼度を高めるとともに、会員の皆さまの注目度が高いという裏返しの結果でもあります。来年度以降も継続して実施するためには、いただいた情報や意見を、高松国税局との協議や四国会が作成する税制改正に関する意見書に反映するなどして、最終的には調査の現場に戻す、つまり税理士が改善されたと実感できることが必要です。調査研究部としても数字だけにとらわれず、引き続き改善のための努力をして参りたいと思えます。なお、いただいた情報や意見は、紙面の都合上、項目ごとに主な意見を抜粋または趣旨が変わらない範囲で整理して掲載します。

1. 回答状況

令和7年6月末時点の会員1,657名中、733名（前年度669名）の会員よりアンケート調査の回答をいただき回答率は44.2%です。回答者のうち調査ありが319名で43.5%（前年度347名51.9%）、調査なしが368名で50.2%（前年度322名48.1%）、直接受任のない方が46名で6.38%でした。

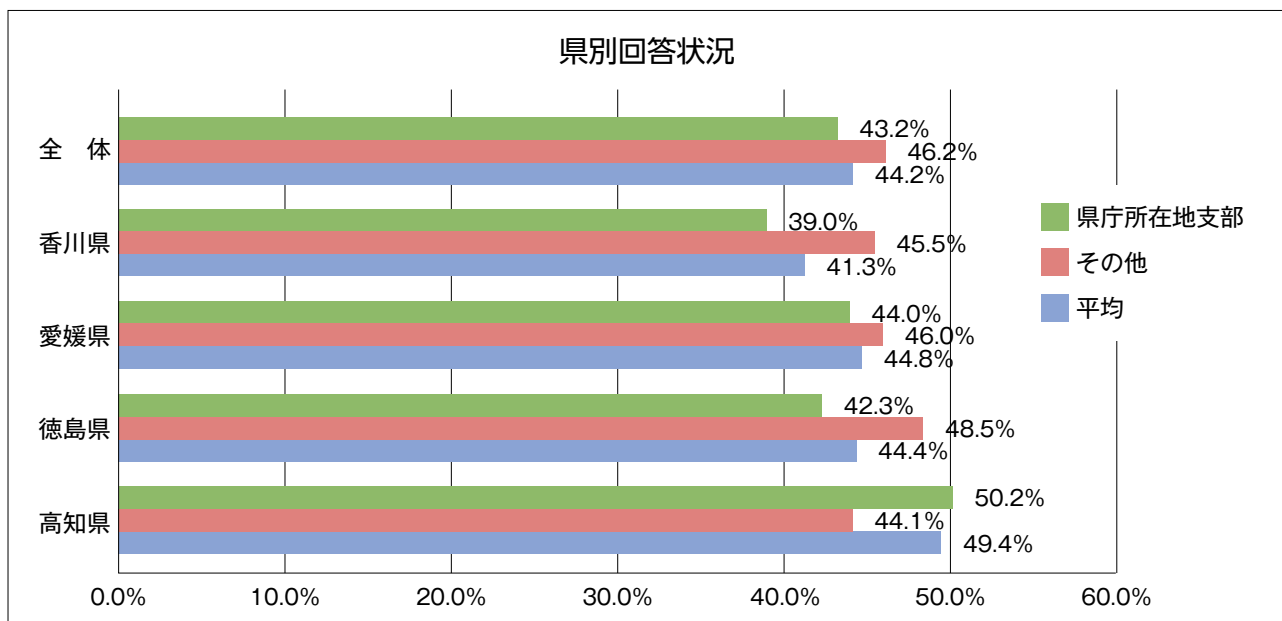
(1) 回答率の推移

平成30年より40%台を維持していることが分かります。安定的な回答率は、アンケートの信頼性に結びつくものであり、調査研究部としても、継続して回答していただくような努力が必要と感じます。なお、回答者数の内調査ありの件数が前年度と比べて減少し、調査なしの件数は増加しています。事務年度全般で、税務調査の件数が減少しています。



(2) 県別回答状況

県別回答状況は、高知県が49.4%、愛媛県が44.8%、徳島県が44.4%、香川県が41.3%です。県庁所在支部の高知支部が50%を超え、他は例年同様、県庁所在地以外の支部が高めになっているという傾向があります。なお安芸支部が85.7%で支部の中で最も高いです。



2. 実地調査及び事前通知について

(1) 「法33条の2の書面」を添付した申告書について

書面添付提出件数は法人・所得・資産の三税目合計1,075件（前年1,123件）で法人税が152件減、所得税が43件増、資産税のうち相続税が68件増、贈与税は9件減で、譲渡所得税が2件減でした。法人税と贈与税、譲渡所得税が減少し、所得税、相続税が増加しました。書面添付提出件数は全体的に減少しています。

書面添付提出件数のうち調査省略の占める割合は4.3%（前年度6.3%）、調査件数の占める割合は5.2%（前年度7.7%）、事前通知無しは0%（前年度0.1%）でした。

「法33条の2の書面」を添付した申告書

	書面添付 提出件数	調査省略		調査件数		内事前通知なし	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
法人税	780件	30件	3.8%	49件	6.3%	0件	0.0%
所得税	129件	10件	7.8%	1件	0.8%	0件	0.0%
相続税	149件	4件	2.7%	6件	4.0%	0件	0.0%
贈与税	0件	0件	0.0%	0件	0.0%	0件	0.0%
譲渡所得税	17件	2件	11.8%	0件	0.0%	0件	0.0%
合計	1,075件	46件	4.3%	56件	5.2%	0件	0.0%

※ 法人税、所得税については消費税を含む。

(2) 「法33条の2の書面」を添付しなかった申告書について

書面添付をしていない申告に対する調査件数は法人税・所得税・資産税の三税目で994件あり

ました。前年の調査件数は1,115件であり、件数として約10.8%減少しています。

なお、調査の内、事前通知のない調査は32件（3.2%）で、昨年は21件（1.9%）でした。

「法33条の2の書面」を添付しなかった申告書

	調査件数	内、事前通知無し	
		件数	割合
法人税	598件	21件	3.5%
所得税	317件	11件	3.4%
相続税	77件	0件	0.0%
贈与税	0件	0件	0.0%
譲渡所得税	2件	0件	0.0%
合計	994件	32件	3.2%

(3) 事前通知のない税務調査の内容

本年度は、8業種21件の回答がありました。前年度は、6業種19件の回答でした。

事業内容	事前通知がなかった理由として考えられること
飲食業（7件）	過去に申告もれ、現金取引が多いため、事前通知による隠ぺいの恐れ、他社の調査により申告誤りが発覚
建設業（5件）	証拠保全のためと推察、社長名義個人預金への入金額が役員報酬等に比して多額、反面調査による、特定団体加入者であったか、架空経費の工作をしていた
サービス業（2件）	内偵調査で証拠収集した、業種で選定
その他（7件）	消費税の課税事業者となるかならないかの売上、反面資料より、現金商売、新人調査官の練習

税務調査は事前通知を原則とします（国税通則法第74条の9）。事前通知のない税務調査（国税通則法第74条の10）は、無予告調査であり、例外です。税理士の立会が無い状態で、納税者に大きな心理的負担を生み、納税者、税理士の予定を崩し、当初は誰がきたのかも分かりません。事前通知のない場合は、法令の要件（国税通則法第74条の10）に従い、厳格な運用をお願いします。

国税通則法第74条の10（事前通知を要しない場合）

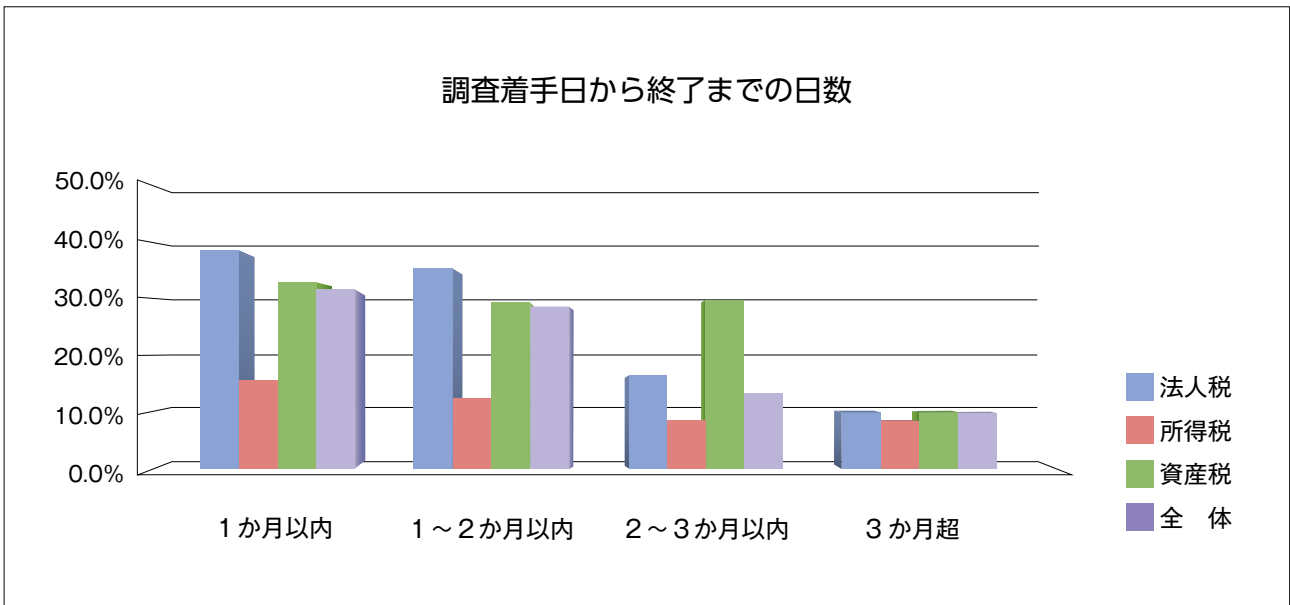
前条第1項の規定にかかわらず、税務署長等が調査の相手方である同条第3項第1号に掲げる納税義務者の申告若しくは過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他国税庁等若しくは税関が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれその他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同条第1項の規定による通知を要しない。

3. 調査期間、調査結果及び重加算税適用状況について

(1) 調査期間（調査着手日から終了までの期間）

三税目とも2か月以内に終了しているとするものが58.6%（前年度66.9%）となっており、2か月を超える件数が231件（前年度329件）でした。この内、3か月を超える件数が前年度の128件に対して今年度83件と減っており、全体の調査件数が減っているのに対して調査期間も短くなる傾向にあるようです。

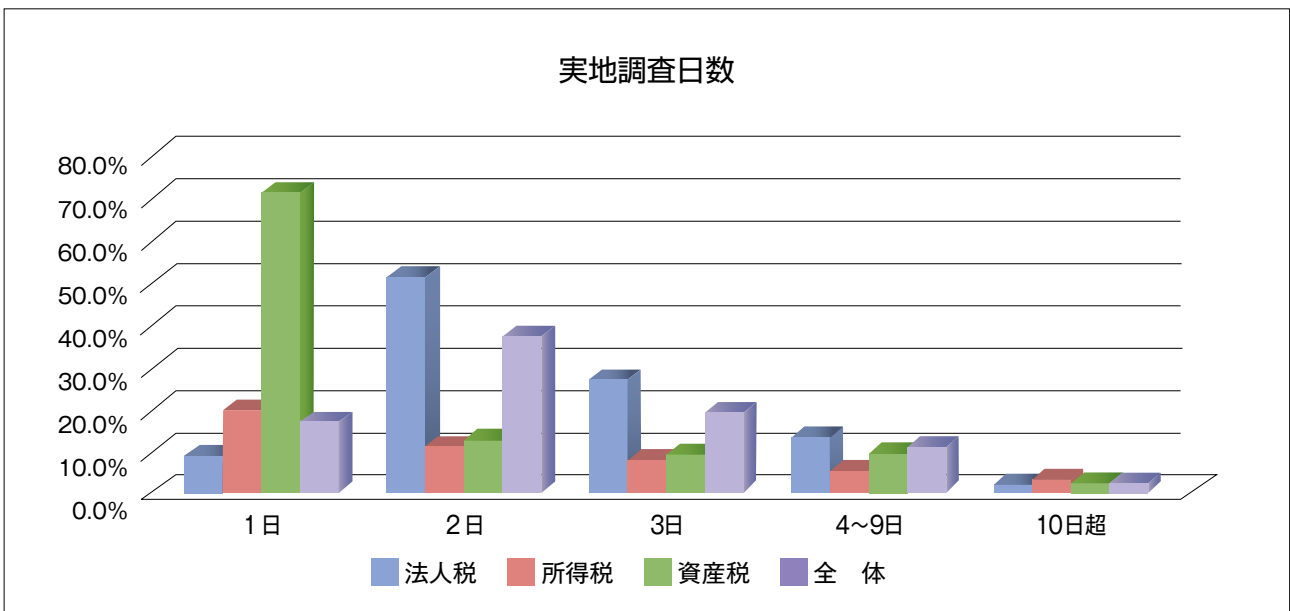
なお、1か月以内で終了した割合について税目別では、法人税38.2%（前年度31.5%）、所得税16.0%（前年度32.3%）、資産税34.1%（前年度27.5%）でした。



(2) 実地調査の日数

実地調査の日数については、法人税が2～3日、資産税は1日程度で終了するという傾向が続いています。

パーセンテージをみると、法人税では、2～3日となっているものが77.9%（前年度79.2%）で、前年からは減少しました。法人税の10日を超える税務調査の件数は2.0%（前年度4.5%）で前年からは減少しました。



(3) 調査結果の状況

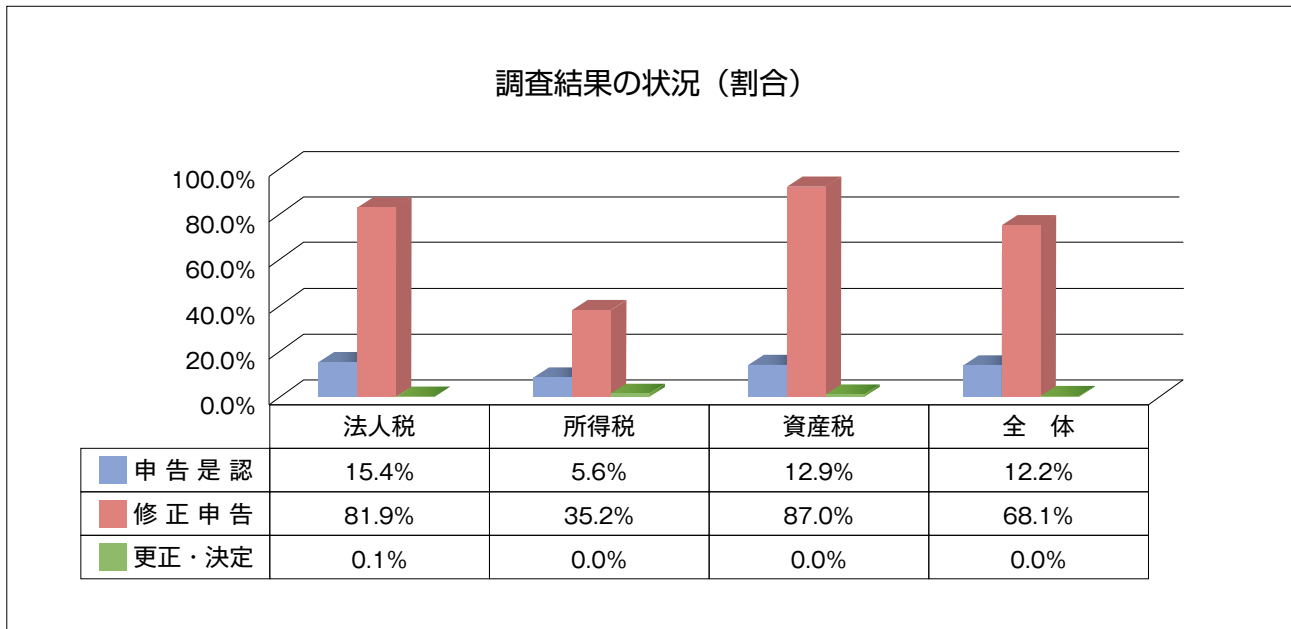
回答のあった三税目合計の調査件数は1050件で、その内申告是認が129件（12.2%、前年度16.9%）、修正申告が716件（68.1%、前年度86.7%）となっており、前年度と比べると修正申告の割合が減少しています。

法人税においては、高松国税局の報道発表（以下、「報道発表」という）で法人税として非違が

認められた割合は82.3%（令和5事務年度、以下同じ）となっており、アンケート結果における法人税の修正申告割合の81.9%より高くなっています。

所得税ではアンケート結果における修正申告は112件（35.2%、前年度85.6%）となっています。

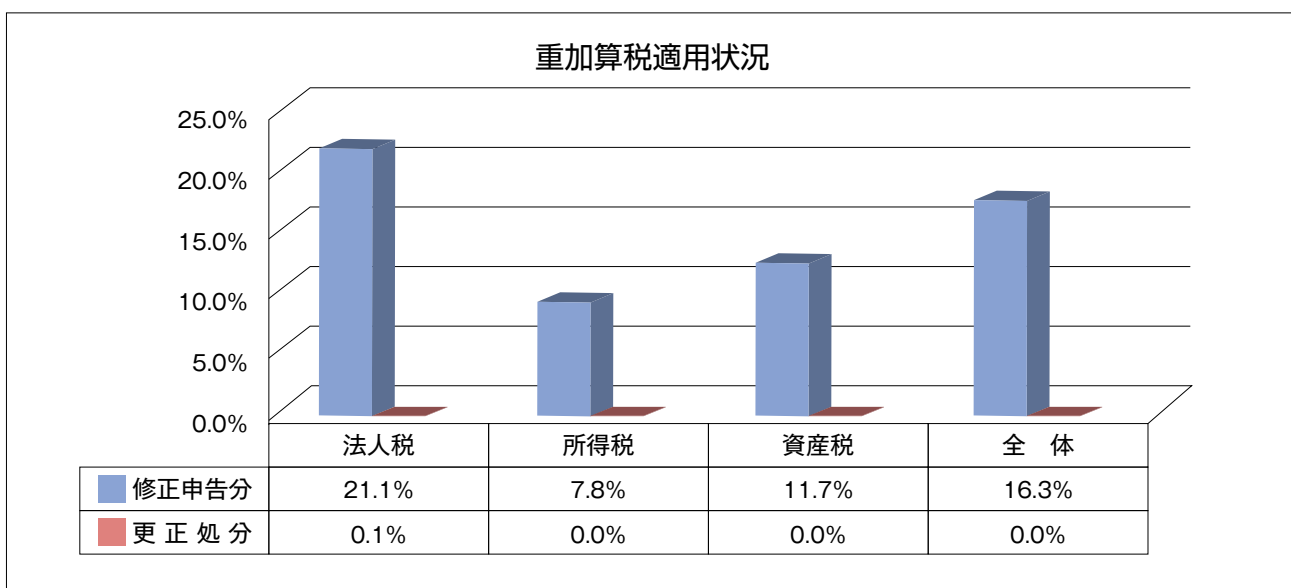
資産税のアンケート結果における修正申告は74件（87.0%、前年度89.0%）でした。報道発表による相続税調査における非違割合は89.5%（前年度94.2%）となっています。



（4）重加算税適用状況

回答のあった三税目合計の調査件数1,050件の内、重加算税が適用されたケース172件（16.3%、前年度20.5%）でした。報道発表によれば、法人税の实地調査に関して不正行為のあった割合は、22.5%（前年度22.6%）となっています。

なお、重加算税が課税されたことに不満があるという割合は三税目合計15件で、前年度1.4%（前年度2.6%）となっています。



●重加算税が適用された事案について、その内容への意見

領収書を偽造していたので、仕方がないという意見や違法性につき当然といった意見がありま

した。しかし、重加算税は税務署側の裁量が大きい、主観的要素が強い、20万円ほどの少額の売上計上漏れでも重加算税を主張された、非違がなくても調査対象期間が3年から4年になった、非違がないのに質問応答記録書をとられ推計課税したものに重加算税がとられたといった意見が出されました。

重加算税の適用は、納税額や今後の調査間隔に影響があるので、納税者の事情をよく聞き慎重な対応をお願いします。

4. 反面調査について

各税目での調査件数のなかで反面調査のあった件数は、法人税134件（20.7%、前年度21.9%）、所得税41件（12.8%、前年度23.4%）、資産税11件（12.9%、前年度16.5%）でした。三税目合計では186件（17.7%、前年度21.5%）となり、2割前後の割合で反面調査が行われています。

	反面調査件数	反面調査により生じた問題			
		長期化	関係悪化	その他	未記入
法人税	134件	54件	4件	10件	0件
所得税	41件	16件	4件	0件	0件
資産税	11件	3件	0件	1件	0件
全体	186件	73件	8件	11件	0件

●反面調査により生じた問題

反面調査に対する意見は7件余り寄せられております。反面先からの回答が無いことを理由に調査が延ばされた、納税者の負担が増す、不必要な反面調査で取引先との信頼を失う、反面先より納税者に対して説明が求められる、入金が1か月以上遅れたといった意見があります。反面調査は以上のように調査の長期化、取引先との関係悪化など弊害が多いので、事前通知のある税務調査を原則として、極力反面調査を行わないようお願いします。

5. 所得税の確定申告期間中の調査について

着手申出があった日			調査着手日				未着手
着手予定日	件数	内 延 期 要望件数	2/3 ~ 2/14	2/17 ~ 2/21	2/25 ~ 3/17	3/18以降	
2/ 3 ~ 2/14	27件	10件	18件	2件	0件	6件	1件
2/17 ~ 2/21	4件	0件	\	(内1件) 4件	0件	0件	0件
2/25 ~ 3/17	1件	1件		\	0件	1件	0件
事前通知なし			0件		0件	0件	2件

(注) 内書は、税務代理権限証書を提出していないものの件数

2月3日から2月14日までの間に着手申し出があったケースが27件あり、そのうち延期要望件数が10件です。この期間の着手件数は18件となっており、結果的に10件の内9件は延期要望が受け入れられています。そのほかの期間は要望通り延期されています。

6. 税務調査に関する意見

税務調査に関する意見については、①代理権限のない税目に関する意見②インボイス制度及び電子帳簿保存法の対応と今後の税務調査での懸念事項③その他税務調査全般に分けて回答を頂きました。回答数は141件であり、税務調査全般やインボイスと電子帳簿保存法に関する会員の関心の高さが窺えます。

【代理権限のない税目に関する意見】

印紙税を中心に、16件意見が出ています。税理士に代理権限をとという意見が多いです。電子契約の普及の推進にともない印紙税は古いという意見、複雑であるからシンプルに、少額は指導に、推計課税の方法の疑問の意見が出されています。

【インボイス制度及び電子帳簿保存法の対応と今後の税務調査での懸念事項】

48件の意見が出ています。インボイスについては、弾力的対応をお願いする意見が多いです。電子帳簿保存法についても軽微なミスは指導に留める意見があります。留め置きに対する懸念があります。また、インボイス、電子帳簿保存法は税務調査でどのような指摘になるのか予測ができないといった意見や、もっと情報発信して欲しい、高齢者への指導はどうするか、事務負担の増大、システム導入費用の心配、制度としてインボイスは実効性が無い、要件が厳しすぎる、紙保存の継続、インボイス特例の延長、単一税率の回帰、インボイス廃止、電子データ収集の取込方法の統一、インボイスの商店名、通称の検索と様々な問題点、意見がでました。

急激で複雑なデジタル化対応とインボイス対応の声を聞いていただき、重装備な制度設計からペポルインボイス、デジタルシームレスに向けて、誰一人取り残しの無いよう制度の簡素化をお願いします。

【その他税務調査全般】

77件の意見が出されております。

売上計上漏れは重加算税なのか。質疑応答記録書に異なる文章を作成され署名を求められる。事前通知は早めに、メールで来ると良い。引き出し、手帳、ノート、帳簿を全く見ないうちに見たいと要求。トイレと言って他を見に行く。乱暴な言動。5月の3月決算の繁忙期に無予告調査が来る。留め置き調査が濫用。反面調査が時間かかりすぎ。税務調査も長期化。若手調査官が増え、調査が非効率。電子媒体での調査のパソコンの用意。リモート調査に向けての録音の承認。電子申告による調査書類の提出の操作が難しい。大量の資料のコピーの非効率さ。3年調査と5年調査がはっきりしない。調査対象の見極めが的を射ていない。書面添付を出していても、意見聴取なく実地調査。税理士でも税務署に相談しても良いでないか。

以上のような意見が代表的なものでした。

納税者の権利利益の保護を図り、適正な手続において税務調査を行うようお願いします。

そして税務調査件数が少なくなるよう未然に納税者への税務の広報・相談・行政指導を強化し税務調査に頼らない税務コンプライアンスリスクの低下施策の工夫をお願いします。

税務調査に関するアンケートも今年度で24回目の実施となりました。アンケートの結果は、国税当局にも報告し、会議等を通じて改善を求め、また必要に応じて制度面の改正を求めてまいりたいと思います。税法や事務手続きが年を追って複雑になり、ついていけなくなっています。税理士会が団結して意見を発するべきです。(税理士会が行政側の言いなりになっている印象を持っています。)との厳しい意見もございました。現場での調査実態を国税当局に明示することは、私たち税理士の使命を果たすためにも重要なことであることを改めて再確認しました。

このことから、アンケートの実施は重要と考えますので、来年度の25回目のアンケートに向けまして引き続き積極的なご協力をいただき、現場からの様々なご意見をお寄せいただきますようによりしくお願いいたします。

【代理権限のない税目に関する意見】

印紙税は複雑、古い、指導に

- ・少額の印紙税の誤りを修正ではなく指導としてほしい。文章の内容での判断が難しいため。
- ・そもそも、これだけ電子契約が普及している状況で、印紙自体をやめるべきだと考えます。もう少し現在の状況に合わせた税目内容にアップデートすべきと考えます。

印紙税の推計課税

- ・印紙税調査は、推計課税があるので、実際の印紙漏れの枚数でお願いしたい。
- ・日本全国に展開している会社ですが、10数店舗の内1店舗の数か月を確認しただけで、10数店舗分の課税文書を推計した。

印紙税に代理権限を

- ・調査に立ち会う立ち会わない関係なしに、税理士の方に連絡を入れてもらえるとありがたい。関与先によっては、立会を希望する場合は稀にあり、日程調整が難しいから。

【インボイス制度及び電子帳簿保存法の対応と今後の税務調査での懸念事項】

弾力的対応

- ・軽微なミスについては指導に留めていただくなど、納税者が萎縮してしまわないような対応をお願いできればと思います。

CSVデータ留め置き

- ・総勘定元帳を印刷して用意していたが調査最終日に仕訳のCSVデータの提出を求められた。

どのような指摘になるか予測できない

- ・インボイス制度の問題点は、常々、登録事業者と非登録事業者との対応や取引への影響があり、同じように消費税相当額を支払っているのに、控除できず、簡素・中立・公平であるべき税が事業者の経営に悪影響を与えている点にある。そのような不平、不満、疑念をもって申告納税している状況の中、長官の言われる税務調査運営がよくわからない。具体的にどこまでの範囲が指導にとどまるのか等。

高齢者への指導

- ・小規模な会社ではパソコンを使用していない会社もあり、また、使用していても高齢であったりする場合、電子帳簿保存法を正しく理解できておらず、特に年1回のみ関与だと指導もできない。

情報発信してほしい

- ・まだ調査を受けていないので、どのような調査になっているのかは不明なので、税理士会等でその状況、指導事項対処方法などの情報があれば発信してほしい。

事務負担の増大、システム導入費用の心配

- ・事務負担を強いられている上に、取扱い等で課税強化されるのは納得がいかない。
- ・関与先のシステム導入による費用が心配です。

インボイス制度としての実効性に問題

- ・インボイス制度は、実効性がなさすぎて納税者で100%処理できないし、調査時でも全てを確認して修正などをすることが現実的に不可能だと思う。一部だけを修正というのはおかしい。

紙保存の継続

- ・中小企業、個人事業主において簡易課税制度を選択できない売上（5,000万円以上）になった場合に、電子帳簿保存の正確な運用を指導するのは現時点では困難であり、代替として紙保存の運用があれば悪意は無いと当面認めていただきたい。

要件が厳しすぎる

- ・電子帳簿保存法の小規模零細事業者に対する保存要件の緩和（要望）。
- ・インボイス要件がきびしすぎる。実務ではあまり要件を満たしていない請求書も多い。

インボイス特例延長

- ・小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）特例期間の延長。免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置（8割・5割控除）。8割控除の特例期間の延長。
- ・単一税率回帰。インボイス廃止。

商店名、通称の検索

- ・個人事業者のインボイス番号を調べる事が出来るように、商店名等で登録番号が調べられるようにすべきである。又、同様に法人においても、企業名と通称がちがう場合も同様にもっと調べやすくすべきと考える。

電子データ収集の取込方法の統一

- ・電子データ収集のやり方がまちまちで困る。取込方法の統一を国がリードしてほしい。

【その他税務調査全般】**金額僅少、売上漏れの重加算税、反面調査**

- ・とりあえず反面調査をする傾向にある。重加算税の制度趣旨を考えず、金額僅少でも売上漏れがあれば重加算税と言うのはやめてほしい。

反面調査

- ・反面調査等必要性は認めるが時間がかかりすぎる（3～4か月）。
ある程度の枠の期間（1～2か月）程度の調査で結論を出してほしい（時間をかければいいというものではない）。

前の税理士へ反面調査

- ・調査対象者の前の顧問税理士の事務所に行き、前の税理士の承諾も得ず、帳簿、パソコンのデータを確認してきてくれと要求された。

質問応答記録書

- ・調査において社長の発言とは全く異なる文章を税務署側が作成し署名を求められたため、断固拒否して文章の訂正を求め修正していただきました。重加算案件にしたいからといって事実と異なる文章を作成してくるのは、いくら何でもやりすぎです。

事前通知

- ・通知を早めにしてほしい。
- ・メールで連絡出来たら助かる。

引き出し、手帳、ノート。トイレではなく視察

- ・引き出し、手帳、ノートを、帳簿を全く見ないうちに見たいと要求。トイレと言って他を見に行く。

調査官の厳しい言動

- ・最近、税務署職員の納税が遅れた場合の厳しい言動、還付をなるべくしないようにしている感があるので、税務調査についても、なるべく納税を増やそうとする動きになっていかなにか心配。
- ・非常に乱暴な訳のわからない職員が多々あり困ったことです（有能な切れ味の良い人格も尊敬する職員ももちろんいます）。

繁忙期の無予告調査

- ・5月中～下旬の無予告調査は厳に慎んでほしい。税理士事務所を潰しにかかっているようなもので、後から振り返っても、時効の問題もなく、調査結果からも特にこの時期に着手しなければならなかった理由もなかったため、結果的に関与先を失うこととなった。

留め置き

- ・持ち帰り電子データは最小限にしてほしい。

調査の長期化

- ・1か月目処で終了いただきたい。
- ・調査内容的には大したものではないにもかかわらず、調査期間が長期（開始から終了まで約5か月間）にわたり、負担だった。

若手調査官

- ・調査経験の少ない職員の割合が増加しており、それによって税務調査が効率的に進捗していない印象があります。

電子媒体調査パソコン持参、リモート調査録音、電子での資料提出

- ・電子媒体での調査のパソコンの用意。
- ・リモート調査を言われている昨今、録音は認められるべきと思う。
- ・電子申告による調査書類の提出方法について、操作方法等が難しい。

大量の資料、コピー

- ・行政指導と税務調査との区別について、消費税の還付申告に対しての資料提出が膨大だったり、質問項目が多岐にわたっていたりして、どこまでが行政指導になるのか疑問でした。
- ・費用は請求してもらって構いませんと、大量にコピーを徴求する調査官がいますが、費用の請求以前に効率よく資料収集をしてほしいと思います。

3年調査と5年調査

- ・3期修正と5期修正の基準がはっきりしない。金額基準等を明らかにしてほしい。

調査対象の見極め

- ・今後、AIによる事前調査、実地調査のためのフラグ立てが進む中で、税務調査官の存在意義というものが問われてくると思います。調査に対応する事業者や納税者も、貴重な時間を費やしてまで新人の勉強には付き合いたくない、という意見も耳にします。

書面添付

- ・書面添付しているにも関わらず意見聴取をすることなく、実地調査の連絡があった。

相談

- ・税務判断について税務署に相談した際、税理士会に相談するよう言われたことに疑問を持った。

令和7年度新入会員研修を実施



本年度の新入会員研修が11月10日、リーガホテルゼスト高松において、昨年10月から本年9月までの入会者を対象に実施された。なお、登録時研修については、マルチメディア研修として研修受講管理システムからの視聴が可能である。

この研修会は、登録後1年以内の会員を対象に、日税連主催の登録時研修に加えて実施することとしている。内容については、税理士の義務、損害賠償請求を受けないための対応等の講義並びに各部から業務に関する知識について講義が行われた。受講会員にとっては長時間にわたる研修であったが、各講師の熱心な講義にじっくり耳を傾け、これからの業務に活かそうと真剣に受講する様子が見られた。

◆浜崎会長からのご挨拶



浜崎会長

◆実務に関する知識



内田弁護士

新入会員研修カリキュラム

税理士制度や業務に関する講義

◆ 総務



重松総務部長

◆ 財務



宮川財務部長

◆ 制度



藤本制度部長

◆ 税務支援対策



多田税務支援対策部長

◆ 調査研究



市川調査研究部長

◆ 研修



大石研修部長

◆ 業務対策



藤井業務対策部長

◆ 綱紀監察



尾上綱紀監察部長

◆ 広報



石井広報部長

◆ 租税教育



橋本租税教育推進部長

◆ 情報化対策



西岡情報化対策部長

◆ 公益業務支援



森公益業務支援部長

◆ 中小企業対策



新延中小企業対策部長

◆ 四国税理士共済会



井上専務理事

◆ 四国税理士協同組合



大内理事長

◆ 四国税理士政治連盟



徳井幹事長

第47回西日本ブロック会議に参加して

専務理事 佐々木 敏雄

去る11月6日、大阪市のリーガロイヤルホテル大阪において西日本ブロック会議が近畿税理士会の担当で開催された。参加者は、日税連から太田会長、遠井・相間専務理事、事務局含め6名、近畿会31名、中国会13名、九州北部会14名、南九州会11名、沖縄会9名、四国会からは会長、副会長、専務理事、総務部長、財務部長、制度部長、情報化対策部長12名の総勢96名であった。

今回の協議事項は、(1)「各会の事業活動及び財政状況の現状と課題について」と(2)「今後の役員選挙制度とデジタル化について」であった。

(1)については、業務・会務のデジタル化への対応、物価高騰、人手不足による人件費確保など、各会において会務運営に係る経費支出の負担が増加していることが思慮される状況下で、会費収入に依存する財政基盤の中で、今後の安定的な会務運営には財政面の強化が急務となっており、各会の財政状況には違いがあるものの、共通の課題として、会費水準の見直しも含め、事業活動及び財政状況の現状と課題、会費改定の必要性や方向性について、情報の共有と意見交換を行い、将来にわたる持続可能な運営体制の確立に向けた協議を行うことが提案要旨であった。

四国会においては、宮川財務部長が報告した。

事業活動及び財政状況の現況と課題について

財務部長 宮川 誠二

四国税理士会の過去5年の財政収支についての分析を行ったところ、令和3年3月期、令和4年3月期においては2,000万円近くの正味財産増加であった。ただし、この時期は新型コロナウイルス感染症の影響により事業が縮小していた時期であり、支出がかなり控えられていたと考えられる。令和5年3月期において200万円ほどの正味財産増加を最後に、令和6年3月期以降は正味財産が減少に転じており令和7年3月期では1,000万円を超えるマイナスとなっている。この期においてはデジタルフォーラムが開催されているため支出が大きく膨らんでいるが、協同組合及び共済会からほぼ同額を受け入れており、最終期の収支マイナスは経常的であると言わざるを得ず、現状のままでは収支が改善される見込みは無いものと考えられる。今後の物価上昇や給与の増額も予想され財政収支はさらに悪くなるものと想定される。

また日税連においては、会員一人当たり年間6,000円の負担金値上げが計画されており、これだけで四国税理士会の収支が1,000万円以上マイナスとなる。税理士会館についても築37年が経過しており、建替えか大規模修繕の必要性が出てきている。

試算によると現状の収支では約10年後に正味財産がほぼゼロになる計算になる。四国税理士会が永続的に活動するためにも、会費の値上げは最終手段として、事務受託金収入や家賃収入の増加及び支出の削減を検討して財政収支を改善させる必要がある。

(2)については、近畿税理士会では会則で全ての役員を選挙によって選任する旨が定められ、役員選挙においては投票所での投票を原則とし、一部地域でのみ郵便投票を認めているが、投票率の維持・向上は継続的な課題となっている一方で、郵便投票地域では高い投票率が見られるなど、方法による違いも顕在化しており、今後はインターネット投票等の導入も含めた選挙方法の見直しを検討しているが、本人確認、秘密保持、通信障害への対応等多くの課題に留意する必要があることから、各会の役員選任方法、選挙制度への取組状況や課題を情報共有し、今後の方向性について意見交換をさせていただくことが提案趣旨であった。

四国会においては、藤本制度部長、西岡情報化対策部長が報告した。

税理士会西日本ブロック会議 参加報告

制度部長 藤本 康城

1 会議参加の概要

このたび西日本ブロック会議に出席し、「今後の役員選挙制度等デジタル化について」について、各单位会の取り組みや課題を伺うことができました。翌日の宝塚ゴルフ倶楽部での懇親行事についてもあわせてご報告いたします。

2 協議2「今後の役員選挙制度等デジタル化について」

(1) 中国会の報告

中国会からは、会長・副会長・理事・幹事のすべてを郵送による書面投票で実施している現状について説明がありました。信頼性の高い制度である一方、投票用紙の印刷から発送、開票まで非常に手間がかかっていること、また近年の郵便事情の影響で「期日までに届くのか」が常に心配の種となっているとのことでした。インターネット投票には期待もあるものの、本人確認の方法や不正アクセス対策、費用の問題など、慎重に検討しなければならない点が多いとの意見でした。まずは委任状の電子化など、段階的にできるところからデジタル化を進めたいという方向性が示されました。

(2) 四国会の報告

四国会では役員は全員選挙で選ぶ決まりですが、実際にはほとんどが無投票で決まっています。一昨年は23年ぶりに会長選挙が行われ、投票率は74%と、想像よりも高い結果でした。ただ、約1,200票の開封・確認作業に4時間ほどかかり、事務負担の大きさを実感したこと、さらに郵便事情の影響で期日後に投票が届いた例もあったことから、今後はスケジュールの工夫や投票方法の見直しも必要と感じています。また、選挙期日を12月20日に早めたことや、推薦文書を電子メールでも送れるようにしたこと、会長候補者の所信表明をホームページに掲載できるようにしたことなど、少しずつですがデジタル化に取り組んでいる状況も共有しました。

(3) その他の単位会の報告（九州北部・南九州・沖縄・近畿）

他の会からは、郵便投票が中心で投票率は70～80%台で推移していること、離島を抱える地域では郵便の遅延リスクが常にあることなどが報告されました。特に近畿会では、会長選挙に約2,000万円の予算を計上しているという具体的な数字も示され、投票所方式の負担の大きさが改めて議題になりました。インターネット投票については、なりすまし防止や通信障害への備え、無記名性の確保、高齢会員へのサポートなど、共通の課題として挙げられた点が印象的でした。

とある会からは、過去に会長選挙で不服申立てがあった例も紹介され、選挙公正性の難しさやデリケートさを改めて考えさせられました。

3 まとめ

どの単位会でも「現行制度は一定の信頼性があるが、事務負担や郵便事情を考えると、今後は段階的にデジタル化を考えていくべき」という点で共通していたように思います。四国会としても、投票率の維持・向上、公平性や透明性、個人情報保護などの視点を大切にしながら、よりよい制度に向けて検討を続けていく必要があると感じました。

4 宝塚ゴルフ倶楽部での懇親について

翌日は宝塚ゴルフ倶楽部での懇親ゴルフに参加し、伝統あるゴルフ場で会議とは違う緊張感の中で、他単位会の役員の皆様と楽しく交流することができました。若手・女性会員の参画のこと、会務負担をどう軽くするかといった内容について、率直な意見交換ができ、非常に有意義な時間となりました。これらの経験を今後の会務活動にも活かしていきたいと思ひます。

以上。

最後に、日税連遠井・相間専務理事から講評が述べられ会議は終了した。その後、会場を変え懇親会が行われた。限られた時間ではあったが他会会員との友好関係を深めるとともに、他会の会務運営への取組みに接することができた有意義な会議であった。次回は、中国会が担当となり広島市で開催することになっている。

会員相談室のご案内

各県の会員相談室をお気軽に、是非ご利用ください。12月（会報発行日以降）～2月の相談日等は下記のとおりです。

県	場所	相談日時	科目	担当者	
香川	税理士会館 2F	2/12 (木)	13時～17時	法人税 消費税 所得税	久保田 英俊
		1/8 (木)		資産税	岡田 隆行
愛媛	愛媛県税理士会館	1/9 (金)・2/6 (金)	13時 ～16時30分	法人税 消費税 所得税	大川 正純
		12/19 (金)・1/9 (金)・2/20 (金)		資産税	古谷 守
		1/16 (金)・2/6 (金)			池田 康廣
徳島	県連事務局	12/19 (金)・1/9 (金)・1/23 (金) 2/6 (金)・2/27 (金)	13時～16時	資産税	坂野 哲也
高知	県連事務局	1/7 (水)・2/4 (水)	13時～16時	法人税 消費税	三本 聖典
		12/17 (水)・1/21 (水)		資産税	門田 克也

〈会員相談室を利用される方へのお願い〉

会員相談日以外の日において、相談員の事務所に直接連絡を行い相談をされる方がいるとの報告がありました。会員相談室をご利用される場合は、くれぐれも相談日を事前にご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

※ 相談日等は変更となる場合がありますので、詳細は各県の事務局までお問い合わせください。

※ 上記相談日以外のご相談は、日本税務研究センターの会員相談室をご利用ください。

(受付時間・平日 10:00～11:45、13:00～14:45 TEL 03-3492-6016)

第51回日税連公開研究討論会に出席して

津野 久美（高知支部）

10月10日パシフィコ横浜において、日税連公開研究討論会に初めて参加しました。普段このような税法論文に接する機会はほとんどなく、どのような発表になっているのかと思い会場に入りしました。

第一部は、東京地方税理士会による、「デジタル化社会における税理士の役割と納税者の権利利益の保護」というテーマでした。税務行政のDX化、デジタル化の進展と税理士の役割、未来の納税者の声の3点について

の発表でした。近年のDX化による問題点を他の諸外国と比較し、納税者の利便性の向上や安心を担保する制度について納税者をお客様ととらえるソフトアプローチであるオンブズマン制度の導入や、納税者権利憲章の制定の提案で、10年後、20年後の税務行政が、どのような形で今回の提言が実現されているのか、また税理士の役割がどのように変化しているのかと考えさせられるテーマでありました。

第二部は、千葉県税理士会による、「多様性と税」というテーマでした。

家族の多様化による事実婚や同性婚等による人的控除の問題、新たな働き方による課税の問題点、地域間格差による地方財政と税制という様々な多様性の問題点について発表でした。税制がこのような問題に迅速に対処するためには、税制改正の要望がいかに重要であるかということを感じました。

第三部は、関東信越税理士会による、「成熟国家における公平な税制とは」というテーマでした。哲学から公平な税制を考えるのは面白い観点だと思いました。

「消費税は公平な税といえるか？」の問題に対し、垂直的公平性を確保するためには、複数税率の細分化、給付金付き税額控除など所得税との相互補完が必要であるとの結論でした。国民が税の負担が公平であると思えるようにするためには、今後、複数の税制の相互補完を利用した税制改正が必要であるのではないかと感じました。

各会の発表が身近な問題であったことに、普段から問題意識を持つことが欠けていたと気づかされました。

来年は近畿会・北陸会の発表が神戸市で開催され、どのような発表になるか楽しみであります。皆様もご参加していただいたら視野が広がるのではないのでしょうか。

四国会も税務研究所の第1回目の研究発表会が高松市で開催されました。3年後の日税連公開研究討論会は、中国会と四国会が当番です。皆様のご協力を仰ぐとともに、研究成果を税制に反映させていきましょう。



研修会のご案内

配信期間	時間	研修内容	
		(テーマ)	(講師)
令和7年2月10日(月)～令和8年2月9日(月) (日税連からオンデマンド配信)	算定3時間	令和6年度 第4回全国統一研修会 「法人税実務の留意事項」	税理士・近畿会会員 上西 左大信 氏
令和7年5月12日(月)～令和8年5月11日(月) (オンデマンド配信)	算定5時間	貸倒損失及び債権譲渡の税務 上の取扱いについて	税理士・東京会会員 中村 慈美 氏
令和7年7月7日(月)～令和8年7月6日(月) (日税連からオンデマンド配信)	算定5.5時間	令和7年度 第1回全国統一研修会 「税理士損害賠償訴訟の予防策 ・対応策」 ～もし訴えられたらどうする?訴 えられないためにはどうする?～	弁護士 内田 久美子 氏
令和7年7月25日(金)～令和7年12月末 (オンデマンド配信)	算定2.5時間	改正税法等・網紀監察研修 ①「税理士法違反行為」 ②「所得税関係」 ③「資産税関係」 ④「法人税関係」 ⑤「消費税関係」 ⑥「キャッシュレス納付関係」	高松国税局 総務課 税理士専門官 中塚 泰道 氏 高松国税局 個人課税課 審査指導係長 永尾 淳 氏 高松国税局 資産課税課 審査指導係長 宇藤 祥平 氏 高松国税局 法人課税課 審査指導第一係長 竹田 雄介 氏 高松国税局 消費税課 連絡調整官 小池 寛洋 氏 高松国税局 管理運営課 実務指導専門官 安藤 弘幸 氏
令和7年8月8日(金)～令和8年8月7日(金) (オンデマンド配信)	算定5時間	ハラスメント研修会 その発言、セーフ?アウト? 今こそ学ぶ「税理士業務に役立つ ハラスメントの基礎知識」 ～「四国税理士会ハラスメン ト防止規程」を素材にして～	弁護士 山浦 美紀 氏
令和7年9月24日(水)～令和8年9月23日(水) (オンデマンド配信)	算定5時間	税理士事務所のための転ばぬ 先のトラブルシューティング 研修会	税理士 富永 昭雄 氏
令和7年10月21日(火)～令和8年10月20日(火) (オンデマンド配信)	算定5時間	保険税務研修会 生命保険の活用と税務	税理士・東京会会員 追中 徳久 氏

※ ライブ配信・オンデマンド配信は、四国税理士会ホームページの「研修のお知らせ」からご視聴ください。

※ 日税連では、マルチメディア研修で多くのコンテンツを配信しています。四国税理士会ホームページの「研修受講管理システム」にログイン後、「マルチメディア研修(日税連)」からご視聴ください。

四国税理士会親睦ソフトボール大会を開催！

総務委員 池内 政仁

11月21日（金）高知県の春野総合運動公園にて四国税理士会対抗ソフトボール大会改め、四国税理士会親睦ソフトボール大会を開催した。本年は会場の都合上、平日開催となったものの、選手応援合わせて100名弱が秋空の下集った。

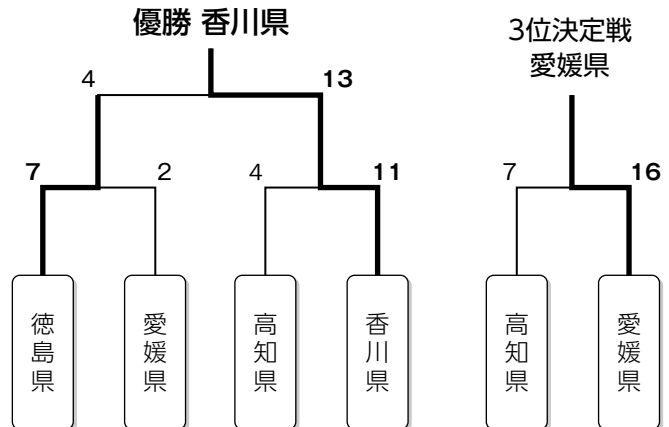
ソフトボール大会が再開され7回目となる今大会は、初めてソフトボール専用グラウンドでの開催となった。また、2ストライク後のファウルはアウトとすることや、三塁からのタッチアップのみ認めるなど、趣向を凝らしたルールでの開催となった。



結果は、トーナメント表のとおり、香川県が2連覇を達成した。また、愛媛県は令和元年の大会以来の連敗を止めた。

試合後は、施設内の宴会場で交流会を開催し、高知ならではのおもてなしをするなど、会場は大いに盛り上がった。来年は、徳島県での開催となっております。健康の増進と会員間の親睦を深めるため、大勢の皆様の参加をお待ちしております。

	優勝	準優勝	3位	4位
第1回(H29)	徳島	高知	香川	愛媛
第2回(H30)	香川	愛媛	徳島	高知
第3回(R1)	香川	徳島	高知	愛媛
新型コロナによる中止 (R2)				
新型コロナによる中止 (R3)				
第4回(R4)	徳島	高知	香川	愛媛
第5回(R5)	高知	徳島	香川	愛媛
第6回(R6)	香川	徳島	高知	愛媛
第7回(R7)	香川	徳島	愛媛	高知



ソフトボール



大会スナップ



**◆TAINSメールニュースピックアップ**

No.746 (2025.11.06 発行) からNo.749 (2025.11.27 発行) より

なお、TAINS メールニュースの全文は、TAINS ホームページで確認することができます。

【1】 今月のお知らせ

収録した裁決の一部を紹介します。

【相続税】

- ・ R05-09-29 裁決 全部取消し F0-3-901
更正の請求／通則法第23条1項1号・2項1号の要件該当性／借名口座の帰属
- ・ R05-10-16 裁決 棄却 F0-3-903
土地の評価／「広大地」該当性／準工業地域に存する事務所の敷地
- ・ R06-01-16 裁決 棄却 F0-3-910
相続時精算課税適用の有無／期限後申告と相続時精算課税選択届出書の提出時期

(税法データベース編集室)

【2】 今月の判決等

借名預金の帰属～確定判決は「更正の請求」の要件に該当すると判断！～

(令05-09-29 非公開裁決 全部取消し F0-3-901)

請求人が、被相続人名義ではない口座（本件各口座）の預金を相続により取得したとして修正申告をした後、その預金に係る預金返還請求訴訟において請求人の請求を棄却する判決（本件判決）がされたことを受けて更正の請求をしたところ、原処分庁が、預金は被相続人に帰属しないとはいえないとして、更正をすべき理由がない旨の通知処分をしました。

審判所では、次のとおり判断し、通知処分の全部を取り消しました。

本件各口座の預金の原資が被相続人の出捐によるものであると断ずることはできないこと、本件各口座の名義人は被相続人ではなく、また、被相続人と本件各口座の各名義人との関係及び委任内容は不明であることからすれば、相続の開始時に本件各口座の預金通帳及び届出印が被相続人の自宅に保管されていたことを踏まえても、被相続人が本件各口座につき自己の預金とする意思を有しており、本件各口座の預金が被相続人に帰属していたことが明らかであるとは言い難い。

そうすると、本件各口座の預金が被相続人に帰属していたとは認められない旨の本件判決における判断が、請求人が専ら相続税の軽減を図る目的で、馴れ合いによって本件判決を得たなど、本件判決が確定判決として有する効力にかかわらず、その実質において客観的、合理的根拠を欠くとはいえない。

したがって、本件判決は、通則法23条2項1号に規定する「判決」に該当し、また、更正の請求は、同法2項1号又は1項1号に規定する要件に該当する。

(税法データベース編集室：依田 孝子)

この原稿は、一般社団法人日税連税法データベースの承諾を得て作成しています。

《TAINS加入の方法》

- (1) インターネットを利用する場合 <https://www.tains.org/> の右上の入会案内のページから直接、またはFAXでの入会申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上お申し込みください。
- (2) 電話による場合 事務局 (03-5496-1195) までお電話ください。

税の広場

○ ● 年末調整で気を付けるべき令和7年度税制改正事項 ● ○

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。このため、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます。

(1) 基礎控除の見直し

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注3))				基礎控除額		改正前
				改正後 ^(注1)		
				令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)				95万円 ^(注2)		48万円
132万円超	336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円 ^(注2)	58万円			
336万円超	489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円 ^(注2)				
489万円超	655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円 ^(注2)				
655万円超	2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円				

- (注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
 2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
 3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
 4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

ロ 基礎控除額の改正に伴い、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

(2) 給与所得控除の見直し

イ 給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

【給与所得控除額 (改正された範囲)】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40% - 10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30% + 8万円

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

ロ 給与所得控除の改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

(3) 特定親族特別控除の創設

イ 所得者が特定親族を有する場合には、その所得者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設され

会員異動

新入会員です。よろしくお願ひします。

入会〈11月28日〉・・・中国会から転入



きたほり かずとし
北堀 和俊
 支 部 丸亀支部
 事務所 丸亀市通町81-1
 税理士法人ビズブレイン
 電 話 0877-58-2113
 趣 味 音楽鑑賞、囲碁

入会〈11月26日〉・・・新入会員



ふるち さとし
古地 聡
 支 部 高知支部
 事務所 高知市九反田8-1
 九反田テラス1F
 林英男事務所
 電 話 088-856-5502
 趣 味 音楽鑑賞、旅行



しらき みほ
白木 美穂
 支 部 丸亀支部
 事務所 香川県仲多度郡多度津町
 若葉町11-40
 電 話 0877-32-2044
 趣 味 読書



11月の入会者に税理士証票を交付

退会

〈11月12日〉中川 正宏（松山支部）

四国税理士会 会員数

11月30日現在

県 名	税理士会員	税理士法人会員		
		主	従	計
香 川	552	29	18	47
愛 媛	575	43	20	63
徳 島	297	24	13	37
高 知	241	10	5	15
合 計	1,665	106	56	162

※ 主は主たる事務所、従は従たる事務所

編 集 後 記

初めて広報部員を拝命し数か月、今まで当たり前のように読んでいた広報誌も、諸先輩のご尽力の賜物だったなあと改めて感じる日々です。師走を迎え、年末調整・確定申告と繁忙期に入りますが、皆様、くれぐれもご自愛くださいますように。
 (白石)

協 同 組 合 情 報

全国の税理士とその関与先等関係者が共に栄えるために



ぜん ぜい きょう 全国税理士共栄会

全税共は、事業や暮らしに役立つ各種事業を取り揃え、皆さまの生活を応援すると同時に、社会貢献活動にも力を注いでいます。

《3つの基本理念》



全税共のロゴマーク

ロゴマークは“ZENZEIKYO”の“Z”をモチーフに、全税共の結束と発展をデザイン化したものです。3つの線形は税理士、関与先、提携企業の三者の結びつきを表現しています。

- 1) 関与先企業の繁栄に貢献する
- 2) 提携企業との共栄を図る
- 3) 税理士業界の発展に寄与する

《全税共の事業》

VIP大型総合保障制度 全税共年金 事業承継(M&A等)顧客紹介 PET・人間ドック
介護無料相談 健康相談・セカンドオピニオン手配サービス ホームセキュリティ みまもりサポート
全税共個人型DC(確定拠出年金) ホールインワン100万円保険(団体ゴルフアー保険) ほか

《社会貢献活動》

税や税制に関するシンクタンクの活動を支援

(公財)日本税務研究センターが行う税に関する学術・研究活動の進展に貢献しています。

地域文化の振興を助成

(公財)全国税理士共栄会文化財団が進める地域文化の振興活動を支援しています。

電話による税の無料相談サービスを提供

日本税理士会連合会と(公財)日本税務研究センターが共催する税務相談室への財政支援を通じて、税の無料相談サービスを提供しています。

全国税理士共栄会 全税共の事業は、ホームページでご案内しています。

全税共

検索



東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階 TEL 03(5740)8331(代) FAX 03(5740)8333



四国税理士共済会事業

税理士報酬専用商品 報酬口座振替システム

ご利用料金	
項目	ご利用料金(別途消費税)
基本手数料(月額)	1契約(1振替日)につき 2,000円
委託手数料	請求1件につき 110円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

簡単で使いやすい
インターネットによるデータ入力でも臨時報酬にも対応可能です。

報酬額に対する源泉税額・消費税額の自動計算機能を搭載

振替日は8日、22日のどちらかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

NSSより朗報です

- 報酬口座振替システムを「ご利用中or新規ご加入」の事務所を対象とした「関係法人用一般Eタイプ」のお取扱いを開始!
- 会員が役員である「会計法人・コンサルティング」などの法人がご利用いただけます。
- 当商品は上記報酬口座振替システムと同じ割安な料金設定!【基本手数料 2,000円+請求1口座につき 110円】

関与先さま向け 口座振替利用先紹介制度

- ご紹介先が口座振替をご利用いただいた場合は、会員さまに2万円の紹介手数料をお支払いいたします。
- ご利用開始3ヵ月目の請求口座数が100口座以上の場合、会員さまにさらに2万円の紹介手数料を追加支払いいたします。

ご利用料金	
請求1回あたり	ご利用料金(別途消費税)
100口座未満の場合	7,500円+35円×請求口座数
100口座以上の場合	110円×請求口座数

ご利用例 (別途消費税)		
請求口座数	ご利用料金	1口座あたり
30	8,550円	285円
50	9,250円	185円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

このような業種の皆さまによくご利用いただいています!



振替日は8日、22日、27日のいずれかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

資料のご請求はスマホでもOK!

※ご契約にあたって日本システム収納による所定の審査があります。



制度運営者 **四国税理士共済会**
〒760-0017 高松市番町2丁目7番12号
TEL(087)823-2515

お問合せ先 (委託先会社) **NSS 大同生命グループ 日本システム収納株式会社**
大阪本店 〒564-8523 大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命江坂ビル
TEL:06-6386-8526

新規お問合せ専用フリーダイヤル
0120-700-676
フリーダイヤル (平日9:00~12:00, 13:00~17:00)

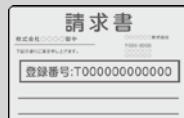
日本システム収納

税理士専用の口座振替サービス

税理士協同組合の 報酬自動支払制度



報酬自動支払制度は



インボイス制度 対応

ネット受付口座振替サービス 開始!



【ネット口座振替サービスについて】
※本サービスはオプションです。※個人口座のみご利用可能です。
※対応金融機関など詳細はHPをご確認ください。

関与先様 1 件から利用可能

詳しい制度内容はホームページから!

“報酬自動支払制度”で 二次元コードから
アクセス

検索

または



報酬自動支払制度 検索

用途に応じて選べる2つのタイプ

振替管理型



少ない件数からの
利用をお考えの先生

基本料が無料なので気軽にご利用を
開始できます。

基本料 (振込手数料含む)

無料

口座振替請求手数料

335円/件

売上管理型



請求・集金に関する
業務負担軽減を
お考えの先生

機能が充実し事務所の請求管理業務の
一部を自動化できます。

基本料 (振込手数料含む)

1,800円/月

5日と28日両方の振替日をご利用
の場合、2,100円/月となります。

口座振替請求手数料

240円/件

※表示金額は消費税を含みません。

報酬自動支払制度のお問い合わせは

0120-155-551

関与先様の集金は My 集金 NET

集金業務でお悩みの関与先様をご紹介ください。

賃料・各種会費・購読料など

定期・不定期を問わず1件からサポートします。

My 集金 NETのお問い合わせは

03-3345-0890



税理士とその関与先のために



税理士協同組合事務代行社

株式会社 日税ビジネスサービス

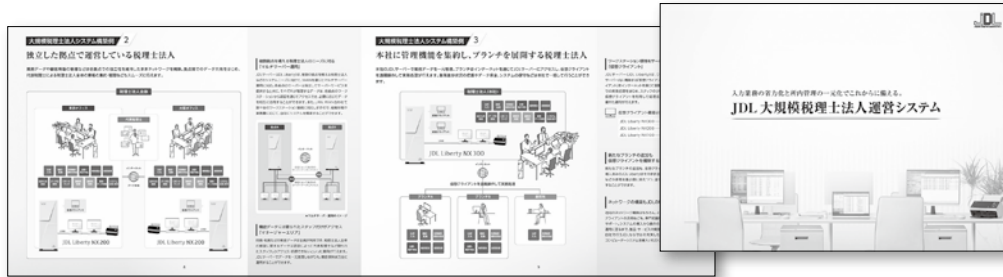


入力業務の省力化と所内管理の一元化でこれからの備える。

JDL 大規模税理士法人運営システム

基幹業務を効率化するAI-OCRや財務・税務システムをはじめ、実務に特化した事務所管理・顧問先管理のグループウェア、外出先からのリモートワークシステム、顧問先用の自計化ツールに至るまでをトータルにご提供。さらなる事業拡大に取り組むための業務効率化と経営改善を実現します。

税理士法人の業務効率化やシステム構築例を掲載した冊子を無料で差し上げます。



- 基幹業務の効率化による“組織全体の生産性向上”
- 人海戦術に頼ることのない“新規顧客の獲得”
- 多くの顧客・スタッフを抱える“税理士法人ならではの課題”を解決
- 業務環境の改善で“スタッフから選ばれる税理士法人”へ

スマートフォンからも簡単にお申し込みいただけます！



入力業務削減は「JDL AI」。詳しくはホームページをご覧ください！



株式会社 日本デジタル研究所

本社 / 〒136-8640 東京都江東区新砂1-2-3 ☎03(5606)3111(大代表)
JDLホームページアドレス <https://www.jdl.co.jp/>

高松営業所 / 〒760-0017 高松市番町1-6-1 (両備高松ビル3F) …… Tel.087-805-1521(代)

税理士事務所と関与先を守る安心の補償

税理士職業賠償責任保険 加入のおすすめ

事故原因の多くは【うっかり】と【思い込み】

1年間*でお支払いした保険金
633件 23億7,167万4千円

*2023年7月1日～2024年6月30日

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが職業専門家としての要件とも言われています。

専門家責任を果たすための一つの手段として、加入をおすすめしています。

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会

お問合せ先 (株)日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5階

電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907

<https://www.zeirishi-hoken.co.jp>



四国税理士会の皆様へ

新時代も変わらない 助け合いの輪を

日本税理士共済会の

「災害見舞金」制度と「会務従事者見舞金支援」制度は、

加入者の皆様によって支えられています。

下記制度へのご加入を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 須藤 寿

税理士
団体保障

団体介護保障

おしどり保障

個人年金

詳細はダイレクトメール・HPをご覧ください。



にちぜいきょうさい
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com HP <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は
公益財団法人日本税務研究センターが運営する
「日税研通信ゼミ」を支援しています

ウェブサイトは
こちら



全国税理士共栄会だより No.596

(2025年12月号)



暮らしや事業にお役立てください

全税共の各種事業

優待料金で
利用できる

健康事業



全国29ヶ所

PET検診

早期ガンの発見に

全国23ヶ所

人間ドック

病気の早期発見、
早期治療に

全税共事務代
行社 (株)日税ビジネスサービス **0120-839-971**

次の一歩、考えていますか

事業承継(M&A等)顧客紹介制度

M&Aのみならず、
親族・従業員承継や廃業に伴う不動産売却など
あらゆる角度から事業承継をサポートします。

本件に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行
人生100年応援部民事信託共創チーム



03-3286-8229



介護の悩みを電話でサポート

介護無料相談

業務委託先: SOMPOヘルスサポート(株)

全税共会員専用
フリーダイヤル **0120-009-737**

※全税共会員であることをお伝えください。

健康で豊かな人生を全ての人に

健康相談・セカンドオピニオン手配サービス

提携先: ティーベック(株)

全税共会員は
入会金が割引に

全税共事務代
行社 (株)日税ビジネスサービス **0120-839-971**

24時間365日、いつでも見守り駆けつけます

ホームセキュリティ

提携先: セコム(株)

ご契約いただくと
全税共会員限定の特典付

セコム
ホームマーケットデスク **0120-756-892**

※全税共会員であることをお伝えください。

高齢者の「いつも」と「もしも」をサポート

みまもりサポート

提携先: 総合警備保障(株)

全税共会員
限定の割引有

ALSOK **24時間対応** **0120-39-2413**

テレフォンサービスセンター
※全税共会員であることをお伝えください。

税制優遇のある確定拠出年金で老後資金を準備

個人型確定拠出年金(DC)

第一生命確定拠出年金
サポートダイヤル **0120-401-005**

ニッセイ確定拠出年金
コールセンター **0120-218656**

電話による税の無料相談

共催: 日本税理士会連合会・(公財)日本税務研究センター
支援: 全国税理士共栄会

(公財)日本税務研究センター内

(直通) **03-3492-6016**



全国税理士共栄会 全税共の事業は、ホームページでご案内しています。

全税共

検索

東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階 TEL 03(5740)8331(代) FAX 03(5740)8333

